

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策（6項目）

(1) 就労支援施策の強化について

<補強>

①「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の取り組み強化について

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で示された就職氷河期世代への支援策については、市町村が行う福祉サービスと連携し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう取り組みを充実させること。

【回答】

現在も様々な課題に直面している就職氷河期世代の方々について、就職・正社員化の実現、多様な社会参加が実現できるよう、国や大阪府などの関係機関と連携を図るとともに、その実態やニーズに沿った取り組みについて研究を行い、安定就職に向けた支援を検討してまいります。

なお、本市の本年度の職員採用試験において、就職氷河期世代の採用募集を実施しています。
(人事課) (まちの活力創造課)

<継続>

②地域での就労支援事業強化について

「地域就労支援事業」に基づき、コロナ禍における労働環境の悪化に対して、雇用創出・確保に向けた取り組みを強化すること。併せて、地域で運営されている「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、雇用の維持や働き方改革の推進等に努めること。

【回答】

市町村就職困難者就労支援担当職員（就労支援コーディネーター）等研修会において、当該事業の取り組み状況の意見・情報交換等を行い、好事例など情報共有するとともに、大阪府労働環境課や高石市以南の市町及び関係機関で構成する「阪南地域労働ネットワーク」では、労働相談実務に関する研修会や意見・情報交換の実施など、関係機関相互の連携と担当者の対応能力の向上を図っております。

コロナ禍における労働環境の悪化に対しては、関係機関等との連携を強化し、他市町の好事例を参考に事業強化を図るとともに、担当者の資質向上や地域の実情を踏まえ創意工夫し、効果的な体制・支援制度となるよう努めてまいります。
(まちの活力創造課)

<継続>

③障がい者雇用の強化について

大阪で民間企業に雇用されている障がい者数は16年連続で増加し、実雇用率も前年を上回っているが、法定雇用率達成企業の割合は43.1%と半数以下にとどまっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による障がい者の解雇が増加、新規求人数も減り、雇用環境が悪化する恐れもある。さらに今後、法定雇用率が0.1%引き上げられる予定もあることから、9月に改正されるハートフル条例に基づいた施策を図り、障がい者雇用のより一層促進すること。

【回答】

「障がい者雇用ゼロ企業」に対しての事業所訪問やカウンセリングなどは、状況に応じて、ハローワーク障がい者就労支援担当や障害者就業・生活支援センターと連携してまいります。

精神障がい者の職場定着に向けて、就労後の定着支援である就労定着支援を実施しており、就労定着支援事業所と連携しながら相談支援体制の充実を図ってまいります。

また、障がい者雇用については、自治体の法定雇用率を達成するとともに、募集・採用時の配慮と併せ職場の環境づくりなども検討してまいります。

(市民福祉課)(人事課)

(2)男女共同参画社会の形成(推進)に向けて(★)

<補強>

①女性活躍推進について

女性活躍推進法に基づく推進計画の「取り組み成果」と「今後の課題」を市民に分かりやすい資料等で公表し、市の特徴等についても公開すること。また、新たなプランの策定には、「ジェンダー平等」をめざす市の姿勢を鮮明にアピールし、固定的性別役割分担意識の根絶につながる具体的施策を盛り込むこと。

【回答】

「女性活躍推進法」に規定する市町村推進計画にあたる阪南市男女共同参画プラン(第3次)の着実な推進に向け、本市の実情を踏まえた施策を立案するとともに、庁内の推進体制を整備し、毎年進捗状況の調査を行っています。

また、各事業の実施状況や目標の達成状況は、阪南市男女共同参画推進審議会に報告して評価を受け、計画の進捗状況を市民にわかりやすく公表しています。

(人権推進課)

<新規>

②女性活躍推進法の改正について

「女性活躍推進法」の趣旨があらゆる働く現場で認知されるよう労働基準監督署と連携し、市内事業者に対する働きかけを行い、2022年の「一般事業主行動計画」策定対象事業者の拡大に向けた周知活動を積極的に行うこと。

【回答】

現代社会において、根強い固定観念や役割分担意識、慣習にとらわれることなく女性も男性も共に一個人として自立し、教育、文化等あらゆる分野に対等に参加・参画するべきものとした考え方等を啓発していくため、市民活動団体と連携し、講座を開催しています。

そのような中、女性の活躍推進については、本市の地域就労支援事業の一つとして、令和2年10月に女性を限定とした「在宅ワークセミナー」を開催するなど、女性の就業支援施策にも努めております。

女性活躍推進法の趣旨が今後より多くの現場で認知されるよう、労働基準監督署の他、国、大阪府、商工会等とも連携しながら、周知に努めてまいります。

(人権推進課) (まちの活力創造課)

(3)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

<継続>

①「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

「働き方改革関連法」に関連して、2021年4月より中小企業にも「同一労働同一賃金」が適用され、「改正労働施策総合推進法」(パワハラ防止法)施行により、大企業は2020年6月から、中小企業においては努力義務期間をもうけたうえで2022年4月から具体的な防止措置が企業に義務化される。企業(特に中小企業)への周知はさることながら、労働者への周知徹底を強化すること。また、相談機能については労働者のニーズに応じた迅速な対応が重要であることから、SNSやAIを活用した24時間対応可能なシステム等を検討すること。

【回答】

各種労働法制の改正による混乱等が生じないよう、国や大阪府、商工会等関係機関と連携を図り、窓口・広報誌・市ウェブサイト等のさまざまな媒体を活用し、啓発活動や相談機能の強化に取り組むとともに、労働基準監督署や大阪府等の労働相談窓口への円滑な誘導に取り組んでまいります。(まちの活力創造課)

<補強>

②外国人労働者が安心して働くための環境整備について

外国人技能実習生や特定技能外国人の受け入れ企業に対して労働法令等を順

守させるとともに、外国人労働者が集团的労使関係のもとで労働条件について使用者と対等の交渉ができるよう、支援を強化すること。また、外国人向けの相談体制については多言語に対応する等、自治体としての相談機能を充実させること。

【回答】

国や大阪府等と連携を図りながら、さまざまな媒体を活用し、適切な窓口への誘導を行い、支援体制の整備・拡充を検討してまいります。(まちの活力創造課)

<継続>

(4) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

外国人労働者の活躍推進に向けた就労・生活支援に「地方創生推進交付金」を活用する等、外国人集住都市等における先進的・優良な取り組み事例を参考にし、安心して働くことができる環境整備に取り組むこと。

【回答】

外国人労働者の活躍推進に向けて、国や大阪府、ハローワークなど関係機関と連携を図るとともに、その実態や効果的な取り組みについて調査・研究を行い、安心して働くことができる環境整備の支援に努めてまいります。

(まちの活力創造課)

<継続>

(5) 産業政策と一体となった基幹人材の育成と確保について

大阪経済を支える製造・運輸・建設分野の人材を確保していくためには、技能習得の支援とその仕事の魅力(将来性とやりがい、安全等)の発信・伝達が入り口となる。引き続き、人材育成・確保に向けた施策を強化すること。

【回答】

国や大阪府、ハローワークと連携し、各分野における技能習得の支援やその仕事の魅力の発信にかかるイベント等の周知を広報誌、市ウェブサイト及び窓口で引き続き実施してまいります。

(まちの活力創造課)

<継続>

(6) 治療と職業生活の両立に向けて

現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」(2018~2023年)が促進されるよう、自治体の自主的かつ主体的ながん対策の進捗状況や課題点を検証し、全ての働く世代のがん患者の就労支援を推進すること。

【回答】

厚生労働省委託事業である「がん対策推進企画等連携事業」が作成した「がん

対策推進企業アクション」のチラシやポスター等を活用し、「がんでもやめない、やめさせない」啓発活動に引き続き取り組むとともに、「がん検診受診率アップ」に向け、保健センターだけでなく、阪南市防災コミュニティセンターや各地域で健康教育、健康相談等を行うことで、病気の早期発見・早期治療に努め、病気を抱える労働者の減少、病気の重症化の防止が図れるよう取り組んでまいります。

また、病気の治療と仕事の両立を図り、病を患った人が生きがいを感じながら働けるよう、国や大阪府など関係機関と連携を図るとともに、ニーズを踏まえた両立支援体制について研究してまいります。（健康増進課）（まちの活力創造課）

2. 経済・産業・中小企業施策（4項目）

(1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

①ものづくり産業の育成強化について

ものづくり企業の従業員やOB人材の経験を活かし、インストラクターを養成するためのスクールを開設する等、ものづくり産業の維持・強化に努めること。

【回答】

本市では、阪南市商工会が阪南ブランド十四匠として、ものづくり企業に対しての認証を行っています。

また、ものづくり産業の維持はもとより、種々の事業においてプロモーション活動を行い、販路開拓を図るなどもものづくり産業の強化に努めております。

（まちの活力創造課）

<継続>

②若者の技能五輪への挑戦支援について

中小企業で働く若者が積極的に技能五輪全国大会・技能五輪国際大会に挑戦できるよう、支援体制を拡充すること。合わせて、職業能力開発施策に関する情報提供や、事業主に対する助成制度の情報発信と周知徹底を行うこと。

【回答】

商工会等の機関と連携し、ものづくり産業に従事する若者世代に対して、技能五輪全国大会・技能五輪国際大会への挑戦の機運醸成のための情報発信を行うとともに、事業者に対する情報発信及び周知を行ってまいります。

（まちの活力創造課）

<継続>

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるための融資・補助制度をわかりやすく情報発信すること。また融資の際には、対象企業の将来性・発展性を重視し、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施するとともに、コロナ禍においては返済猶予を設けること。

【回答】

大阪府制度融資等が実効性のある制度となるよう、関係機関と連携して事業者以案内を行うとともに、市ウェブサイト及び窓口等で周知してまいります。

また、事業者の制度利用にあたっては、地域の金融機関と連携したワンストップ窓口によって、迅速な対応を実施してまいります。(まちの活力創造課)

<継続>

④非常時における事業継続計画（BCP）について

新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症を含む災害時における事業継続計画（BCP）の策定は、普及率の低い中小企業にとっては喫緊の課題である。全国初となる経済産業省（近畿経済産業局）との連携協定により「BCP策定大阪府スタイル」が全国モデルとなるよう市としても積極的な啓発活動に取り組むとともに、市のBCP策定率や災害対応力について効果検証し、公表すること。

【回答】

商工会等関係機関と連携し、本市内で開催するBCPセミナーの開催周知や大阪府超簡易版BCP『これだけは！』シートの作成にかかる啓発活動等に取り組んでまいります。(まちの活力創造課)

<継続>

(2)下請取引適正化の推進について(★)

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化や下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、また、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」(しわ寄せ防止総合対策)に基づき、働き方改革に関連する下請法違反等の行為について、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底して行うこと。

【回答】

中小企業の公正取引の確立に向けた下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、下請取引適正化推進の啓発等については、監督行政および商工会等関係機関と連携を図り、市内企業への周知啓発に努めるとともに、大阪府など関係機関と

連携を図り、公正取引の確保に向けて、引き続き取り組んでまいります。

(まちの活力創造課)

<補強>

(3) 公契約条例の制定について (★)

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、地域の活性化に有効である公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

【回答】

公契約の適正化を推進するにあたっての公契約条例の制定については、大阪府や近隣自治体等の動向を注視しながら検討してまいります。(総務課)

<新規>

(4) 「中小企業振興基本条例」の早期制定について

大阪の経済活性化の担い手として重要な役割を果たす中小企業等の振興をめざす「中小企業振興基本条例」を早期に制定すること。

【回答】

中小企業振興基本条例の制定については、地域経済への影響などを考慮し、検討してまいります。(まちの活力創造課)

3. 福祉・医療・子育て支援施策 (5項目)

<継続>

(1) 地域包括ケアの推進について (★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・料ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、高齢者の増加、高齢者一人世帯の増加等の視点を盛り込み構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

【回答】

「第8期阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む予定です。

介護サービスの提供体制については、計画にも各種事業を掲げ、「地域共生社会」の考え方を踏まえた地域包括支援センターや医療・介護関係者と課題の把握及び対応等を協議し、財政状況を踏まえ、包括的な介護・医療・福祉サービスの提供体制を構築しております。

また、泉佐野泉南医師会圏域 3 市 3 町共同で医師会に業務委託を行い、在宅医療・介護関係者に関する相談支援を行うなど、利用者、医療保険者、被保険者の声が届くよう調整を行っています。加えて、本市の「医療と介護の多職種連携会議」での協議を踏まえ、在宅医療や介護に関する市民向け講演会を開催する等、地域住民の理解が促進されるよう、取り組んでまいります。（介護保険課）

< 継続 >

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受信できるよう制度を改定すること。さらに、大阪府が実践的に取り組んでいる「健活 10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広くPRする取り組みを行う。また、市民が健康に関する情報等を気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体等とも連携したキャンペーン等の具体的な取り組みを行うこと。

【回答】

大阪府が主体となっている「おおさか健活マイレージアスマイル」事業に対し、広報誌への記載をはじめ保健センターや市役所等にポスター掲示やチラシを配架するなど市民へ広く啓発を行っています。併せて、「インターバル速歩実践講座」や「ぱくぱく幼児食教室」などをアスマイルポイント対応イベントとして実施しています。（健康増進課）

(3) 医療提供体制の整備に向けて (★)

< 継続 >

① 医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療の安全確保のため、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024 年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。加えて、緊急事態を想定した医療人材の確保と、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充等を積極的に実施すること。

【回答】

阪南市民病院においては、病院主体の指定管理者が職員の人員体制をはじめとする労務管理を行っており、その中で、国が進める働き方改革などに取り組むとともに、病院職員のスキルアップのための研修も実施しています。

（健康増進課）

<継続>

②医師の偏在解消に向けた取り組みについて

地域で安心して医療を受けられる提供体制を実現するため、地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するための効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、人口構造の変化に考慮した効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用を促進すること。

【回答】

医師の確保や救急医療体制の維持・充実を図るための取組みとして、大阪府公立病院協議会や大阪府自治体病院開設者協議会を通じて、毎年、大阪府に対して要望書を提出し意見交換を行っており、今後も引き続き要望活動を行ってまいります。
(健康増進課)

(4)介護サービスの提供体制の充実に向けて (★)

<継続>

①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

【回答】

今年度は、「泉南地域介護人材確保連絡会議」と連携した人材育成及び離職防止を目的とする広報・啓発等の地域イベントについては、コロナ禍で中止となっておりますが、引き続き、人材育成及び離職防止に向け、「泉南地域介護人材確保連絡会議」と連携した取り組みを行ってまいります。

また、介護関係職員にかかる賃金などの労働条件の改善に向け、広域福祉課と連携した集団指導や、本市の事業所連絡会等を通じた啓発を引き続き行ってまいります。

なお、今年度はコロナ禍により未実施であります。昨年度は、「泉南地域介護人材確保連絡会議」と市内の特別養護老人ホームの施設長等の協力のもと、高齢者体験学習等のイベントの開催による人材育成に取り組まれました。引き続き、人材育成及び離職防止に向け、介護事業者と連携した取り組みを行ってまいります。
(介護保険課)

<継続>

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう支援すること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報等に取り組むこと。

【回答】

地域包括支援センターとは、より実効ある機能を発揮できるよう、毎月情報共有等を行う会議を実施し、それ以外にも随時、突発的な事例や必要に応じた連携を行っています。

また、令和 2 年度中には、市と地域包括支援センターが情報をオンライン上で共有する電子システムの導入を行い、虐待や認知症事例に対する迅速な支援体制を構築してまいります。

さらに、介護離職防止にもつながる介護の現状に対する理解を深めるため、地域住民や企業に向けて在宅医療や介護に関する内容を広報誌に掲載し、周知してまいります。
(介護保険課)

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

<継続>

①待機児童の早期解消に向けて

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。

【回答】

本市では、令和 4 年 4 月に尾崎幼稚園と尾崎保育所を統合し、民間による保連携型認定こども園を開園する予定としています。この新園において、現在の尾崎幼稚園と尾崎保育所の在籍児童数を上回る定員を設定することで、本市における保育ニーズに対応できるものと考えております。

今後も、令和 2 年 3 月に策定した「第 2 期阪南市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼稚園、保育所、認定こども園の充実を図りながら、社会情勢の変化等を見極めて取り組んでまいります。(こども政策課)(こども家庭課)

<補強>

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確

保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置すること等、現場ニーズの把握や支援のあり方等について検討し、保育の質の向上につなげること。

【回答】

保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等については子どもの数や学級数等に応じた人員配置を行っており、処遇については民間や近隣自治体を参考としています。

放課後児童支援員の労働条件、職場環境の改善、正規・常勤雇用や給与水準の確保、適切な配置や研修の確保等については、適切に行われるように積極的に指定管理者と協議を行ってまいります。

また、市内の私立認定こども園及び幼稚園とは、ラウンドテーブルという形で公立幼稚園及び保育所と交流する機会を設けており、研修機会の確保につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を行いつつ研修を実施し、教育の質の確保を図ってまいります。

(人事課) (学校教育課) (生涯学習推進室) (こども家庭課) (こども政策課)

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

【回答】

現在、公立保育所において、看護師等を配置し、体調不良児対応型病児保育事業を実施しています。また、すべての保育所及び認定こども園にて延長保育事業を実施しています。

今後も、保育の質を確保しながら、人員配置等の充実を図るよう努めるとともに、令和2年3月に策定した、「第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、事業を実施してまいります。(こども家庭課)

<継続>

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市町村による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移

行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、事業者や保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

【回答】

企業主導型保育施設への指導・監査については、年1回以上の実施が望まれており、本市においても毎年市職員が、施設への立入検査を実施しています。

企業主導型保育施設では、整備費や運営費について認可施設並みの助成を受けられ、働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスが提供できています。

大阪府では事業者等が相談できる窓口を設置し、各種関係機関等との連携や情報提供を行い、今後も引き続き継続実施するよう努めてまいります。

(広域福祉課)

<継続>

⑤子どもの貧困対策について

「子どもの貧困」の解消に向け実施している「子どもの学習・生活支援事業」を活用し、子供の居場所づくりの観点からもNPOや民間団体が運営する「子ども食堂」への支援策を拡充すること。

【回答】

本市における「子どもの学習・生活支援事業」は、平成29年10月より実施しており、実施場所は市内の阪南市地域交流館、対象者は生活保護世帯・生活困窮者世帯・準要保護世帯の中学1年生から中学3年生までの生徒で、定員は20名程度で実施しており、令和2年度は7月以降、月2回程度実施しています。

また、現在、本市においては、「子ども食堂」が1か所活動を行っており、同事業の休憩時間を活用し、事業参加者への食事提供を無償で福祉事業所に行っていただいております。

今後も運営団体の活動紹介を行うことにより、新たな「子ども食堂」の立ち上げができるよう、支援を行ってまいります。(生活支援課)(市民福祉課)

<補強>

⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加していることから、府民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、ネグレクト等の児童虐待を予防するため、子育て世代包括支援センターにおいて子どもと保護者への切れ目のないワンストップ型の支援を充実させると

ともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

【回答】

児童虐待防止の啓発については、広報誌及び市ウェブサイトへの掲載の他、各関係機関におけるパンフレットやポスターの設置等により、市民への周知を行っており、オレンジリボン運動については特に児童虐待防止推進月間となる毎年11月に、市役所ロビーや関係機関等に啓発ポスターの配布・掲示等の協力依頼を実施しています。今後も引き続き、虐待事案に対する早期発見・未然防止に努めてまいります。

また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により外出自粛などが広がったこと等を受け、自宅から相談を受けることができるリモート相談の体制づくりを実施するとともに、学校等の各関係機関とも連携を図ることで、在宅時間が増えることによる虐待事案への早期発見・未然防止に努めております。

なお、本市は、平成30年4月に子育て世代包括支援センターを設置しており、妊婦との初めての出会いとなる母子健康手帳の交付の機会を大切にし、そこから妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、また、産婦健康診査や産後ケア事業を導入することで、母子保健事業の充実に努め、産後も安心して子育てができる支援体制を整えています。

職員においては、大阪府が実施する母子保健研修やスキルアップ研修に今後も積極的に参加することで、専門性を高めてまいります。

(こども家庭課) (健康増進課)

<新規>

⑦小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子供の救急医療体制を整えること。

【回答】

現在、泉佐野市以南の3市3町（泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町）において、泉州地域における初期救急体制を確保するため、泉州南部初期急病センターを設置し、休日や夜間における小児科外来を受け入れる体制を取っています。

併せて、和泉市以南の8市4町（和泉市、岸和田市、泉大津市、泉佐野市、貝塚市、泉南市、高石市、阪南市、熊取町、田尻町、忠岡町、岬町）において、大

阪府とともに泉州医療圏二次救急医療対策として、7の医療機関で小児救急医療支援事業を行っています。

今後も、市民のみなさんの安心・安全を確保するための取り組みを継続してまいります。
(健康増進課)

4. 教育・人権・行財政改革施策（5項目）

<継続>

(1) 指導体制を強化した教育の確保と資質向上

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月45時間、年360時間）を遵守すること。

【回答】

少人数での学級設置については、子ども一人ひとりにより丁寧できめ細かい指導ができることから、学習面・生活面において良好な結果が現れ、非常に有効であると認識しています。

しかし、教員の確保については、たいへん厳しい財政状況にある本市において、市費による教員の確保は困難な状況にあります。国・大阪府の加配教員を有効に活かし、子どもの学びの質を高める取組を進めているところです。

一方、支援員の確保についても、様々な補助金や交付金を活用して、確保に努めているところです。

また、教員の長時間労働の是正については、今年度「阪南市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定し、タイムカードにより客観的な勤務時間管理を行い、長時間労働になっている教員への働きかけを行うとともに、「一斉退勤日」、「学校閉庁日」、「阪南市部活動の在り方に関する方針」に基づく「休養日」、教員の働き方改革に理解を求める保護者宛て文書配付などを実施しています。今後、「音声ガイダンスによる電話対応」も導入するなど、教員の長時間労働の是正に向けて、取り組んでまいります。
(学校教育課)

<継続>

(2) 奨学金制度の改善について（★）

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないこと等、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、市における奨学金返済支援制度を創設すること。併せて、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。また、コロナ禍において返済困難な労働者に対しては返済猶予措置について検討すること。

【回答】

給付型奨学金制度や所得連動変換方式など新たな奨学金の制度については、情報把握に努め、本市教育委員会の窓口等においても丁寧な周知・相談活動を継続してまいります。

また、奨学金返済支援制度等については、国や大阪府の動きを見ながら、慎重に検討をしてまいります。
(学校教育課)

(3)人権侵害等に関する取り組み強化について

<継続>

①差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。ヘイトスピーチをゼロにするための対策、周知活動を強化し取り組むこと。

【回答】

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチは人権侵害にあたる行為であり、許されるものではないと認識しております。これまでも市民対象の人権啓発講座「ヒューマンライツセミナー」において、在日外国人の人権をテーマに取り上げ啓発に取り組んでまいりました。

また、「ヒューマンライツセミナー」等の講座開催時には、ヘイトスピーチ解消法のリーフレットを参加者に配布し、法施行についての啓発に努めるとともに、ヘイトスピーチに関する相談については、本市の人権相談事業において的確な助言を行い、事案に応じて適切な機関の紹介等ができるよう、相談体制を整え迅速な対応に努めています。
(人権推進課)

<継続>

②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・市民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、市においても条例設置を目指すこと。加えて、行政施設においては、多目的トイレ等、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

【回答】

多様な性のあり方を当たり前とした社会づくりのため、性的マイノリティに

ついでに理解を促進するための教育・啓発に取り組むことが重要です。本市では、これまで人権啓発講座「ヒューマンライツセミナー」等で、LGBTなどの性的マイノリティをテーマに取り上げ、啓発活動に取り組んでおり、啓発講座実施時のアンケートにおいても、性別に関する設問を無くす等の配慮をしております。

また、「同性パートナーシップ条例」については、内部にて調査、研究を進めている段階ですが、大阪府とも連携を取りながら性的マイノリティに対する偏見や差別を無くすための啓発活動を行うとともに、多様な性が尊重されたまちづくり、環境づくりに取り組んでまいります。(人権推進課)

<継続>

③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について市民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

【回答】

本市では、人権啓発講座「ヒューマンライツセミナー」等において、部落差別をはじめあらゆる差別を無くすための啓発活動に取り組んでおります。

また、「ヒューマンライツセミナー」等の講座開催時には、部落差別解消法のリーフレットを参加者に配布するなど、今後とも啓発に努めてまいります。

(人権推進課)

<新規>

(4)投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所(期日前投票も含む)を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

【回答】

市内22箇所の投票所については、投票者の利便性と投票率向上を考慮して各行政区内の住民センター等に設置するとともに、頻繁に人の往来がある施設である市役所内に期日前投票所を設置しております。

共通投票所の設置、期日前投票の投票時間の弾力的な設定及び投票所設置に伴う公募については、運用に伴う経費の増大やセキュリティ面での課題を克服

する必要があり難しいと考えますが、今後も近隣自治体の動向を注視してまいります。

記号式投票については、公職選挙法第 46 条の 2 に定めがあり、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙にのみ認められていますが、期日前投票と不在者投票を除くとされております。

記号式投票及び不在者投票手続きについては、公職選挙法に基づいて実施しなければならないため、よりよい仕組みを検討されるよう全国市区選挙管理委員会連合会を通して国に対し要望してまいります。(行政委員会事務局)

<新規>

(5) ふるさと納税の運用について

ふるさと納税の使途について、通常の歳出では予算の確保がされにくい教育予算や産業振興など、地域活性化に資するものに優先的に運用すること。

【回答】

本市では、阪南市ふるさとまちづくり応援寄附条例に基づき、(1) 安心・安全のまちづくりに関する事業、(2) 自然環境の保全及び活用に関する事業、(3) 子どもたちの健全育成に関する事業、(4) 文化及びスポーツの振興に関する事業、(5) 産業の振興に関する事業、(6) 地域活性化に関する事業の 6 事業のうち、寄附者が自らの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定することができる制度となっており、寄附者の意向を反映した個性豊かな魅力あるまちづくりに資することを目的としております。

今後におきましても、寄附金を適正に管理、運用し、本市のさらなる発展のため、有効に活用できるよう努めてまいります。(行政経営室)

5. 環境・食料・消費者施策（4項目）

<継続>

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

食品ロス削減にむけて、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010 運動」等効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする条例制定等、環境整備を進めること。

【回答】

食品ロス削減については、市ウェブサイト「減らそう食品ロス」のページを設け、大阪府と府内市町村で作成した「食品ロス削減事例集（みんなで減らそう食品ロス）」を活用した啓発を行うとともに、市内小学生を対象とした「できる

ことからやってみよう！食品ロス削減ポスターコンクール」を実施するなど、食品ロス削減に向けた取組みを推進しています。

今後も、市民の皆さんが取り組めるような「食べきりレシピ」や冷蔵庫での保管方法等を紹介するとともに、懇親会での「3010 運動」の更なる促進を図ってまいります。
(資源対策課)

<継続>

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ渦におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

【回答】

昨年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されたことから、広報はんなん10月号で特集を組むとともに、阪南TVでもその概要についてお知らせをしました。

今後も、豊かでおいしい食べ物に一人ひとりが感謝の気持ちを持ち、食品ロス削減を促進できるように効果的な啓発活動に取り組んでまいります。

(資源対策課)

<継続>

(3) 消費者教育としての悪質クレーム(カスタマーハラスメント)対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム(カスタマーハラスメント)の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

【回答】

カスタマーハラスメントに対する社会の認識を高めていくとの国の動向を踏まえ、消費生活センターの役割や消費者の役割について啓発を行い、消費者教育に努めてまいります。

また、市独自の判断基準の策定については、国や大阪府等の動向に注視し、検討してまいります。
(まちの活力創造課)

<補強>

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。特に、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。

【回答】

広報誌や市ウェブサイト、SNS等を活用し、増加傾向にある相談事例や、特殊詐欺の手口等について紹介し、注意喚起に努めております。新型コロナウイルス感染症に乗じた新たな詐欺手口についても、関係機関と連携し、迅速な情報発信、注意喚起に努め、被害の未然防止に努めてまいります。

また、泉南警察署や阪南市防犯委員会、その他関係団体と連携し、防犯教室や街頭啓発活動、青色防犯パトロール等により、市民への特殊詐欺被害防止についての啓発を行っています。

なお、特殊詐欺被害防止のための簡易型警告・自動通話録音機を配布するとともに、地域が自主的に行う啓発活動の支援を行っています。

(まちの活力創造課) (生活環境課)

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策（11項目）

<継続>

(1) 交通バリアフリーの整備促進

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

【回答】

公共交通機関のバリアフリーについては、国・事業者・市の3者で取り組んでいます。

本市の財政状況を鑑みると、現時点では維持管理・更新費用に対する財政支援措置は困難であります。国に対してバリアフリーに関する財政措置が行われるよう、大阪府市長会を通じて要望しております。

今後においても国・大阪府等の動向を踏まえ、取り組んでまいります。

(都市整備課)

<継続>

(2)安全対策の向上に向けて

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、市町村や民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

【回答】

鉄道駅の転落防止については国・事業者・市の3者で取り組んでいます。

本市の財政状況を鑑みると、現時点では転落事故防止促進のための財政支援措置や税制減免措置等は困難ではありますが、国に対してバリアフリーに関する財政措置が行われるよう、大阪府市長会を通じて要望しております。

今後においても国・大阪府等の動向を踏まえ、取り組んでまいります。

(都市整備課)

<新規>

(3)キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや保育士が巻き込まれる事故を防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置を促進し、運転手に注意を呼び掛けるキャンペーン等を実施すること。

【回答】

保育所外の移動中に児童等が交通事故に遭うという、痛ましい事案が発生したことから、国は令和元年5月10日に「保育所等での保育における安全管理の徹底について」を発出しています。本市では、この通知に基づき、園外活動における安全管理の徹底に努めており、今後も継続して取り組んでまいります。

(こども家庭課)

<継続>

(4)防災・減災対策の充実・徹底について(★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整

備・強化すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。

【回答】

平成 27 年度に風水害と地震を統合した阪南市総合防災マップを作成し、平成 28 年 4 月に全戸配布及び市ウェブサイトへの掲載を行いました。

本市の防災拠点施設として、市役所に隣接した防災コミュニティセンターにおいて、防災用品などの防災関連グッズの展示、防災クイズ、防災訓練、防災講演や講座などを実施する等様々な啓発に取り組んでいます。

加えて、自主防災組織による地域での防災訓練、出前講座、阪南市総合防災訓練、コロナ禍における避難所開設運営訓練の実施、保健所との連携を強化するなど、今後も様々な取組により、防災、減災対策の啓発を行ってまいります。

災害発生時の市ウェブサイトについては、緊急情報として最新の情報をより早く提供できるようトップページに大きく表示しており、今後も随時わかりやすいよう工夫し、提供してまいります。

なお、地域防災計画については、大阪府と連携し必要な修正等を行ってまいります。

また、本市においては、手挙げ同意方式による「災害時要援護者等登録制度」を実施しており、阪南市社会福祉協議会と連携し、登録内容の更新を行っており、避難行動要支援者名簿については、情報更新や地域への情報提供のための同意取得に積極的に取り組み、地域や関係機関等と連携し、支援体制の構築に努めてまいります。

阪南市民病院については、地域防災計画においても市災害医療センターとして医療活動を行うこととなっており、今般のコロナ禍においても災害発生時には同様の役割を果たします。 (危機管理課) (市民福祉課) (健康増進課)

<補強>

(5) 地震発生時における初期初動体制について

地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要であるが、各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村

間の連携を行えるよう、近隣市町村に働きかけを行うこと。

【回答】

災害時、あるいは災害の発生を防御するための人員体制については、災害対策本部が組織的に機能するよう配備区分を設け、状況に応じて動員できる体制を整えております。

また、自治体間の連携については、府内に震度 5 弱以上の地震が発生した場合には、市と大阪府の連絡調整の補助として、近隣在住の大阪府職員が自宅から市の災害対策本部に自主参集するなどの連携を行っております。 (危機管理課)

<補強>

(6) 地域防災対策の連携強化について

大規模災害発生時には、行政の対応にも限界がある。日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助という視点のもと、自主防災組織や消防団・水防団の体制強化、防災ボランティアの登録制度の整備等、地域住民に協力いただくような地域防災対策を講じること。また、帰宅困難となった府民に対して、一時避難できる場所の確保を鉄道事業者、地域企業と日常的に連携を行うこと。

【回答】

大規模災害発生時には自主防災組織による地域コミュニティーを軸とした「地域の力」が不可欠と考えています。防災訓練の実施や資機材の整備支援に取り組みながら、市全体の防災力を底上げすることに繋がる自主防災組織の組織拡大及び消防団の体制強化に努めております。

また、防災ボランティア登録制度につきましては、平成 17 年度に創設、広報誌や市ウェブサイトですぐ募集しており、市内の有資格者の方にご登録いただいております。

帰宅困難者の対応については、市内の民間施設における一時休憩の場の提供や道路情報等の提供などの支援に関する協定締結に努め、大阪府や近隣市町及び事業者等との情報共有を図ることで、連携した帰宅困難者への対応体制の構築を検討してまいります。 (危機管理課)

(7) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

<継続>

① 災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点か

らも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

【回答】

集中豪雨や台風による被害防止対策については、市民への注意喚起及び土のうの搬入等により対応しており、今後も、可能な限り水害発生を未然に防ぐよう対応してまいります。

住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供については、土砂災害警戒区域等を盛り込んだ、総合防災マップを平成28年4月に全戸配布したことに併せ、出前講座や市ウェブサイトに掲載することで、市民の皆さんへの周知及び啓発に取り組んでおります。

総合防災マップについては、大阪府の被害想定の見直しにあわせて、必要な修正等を行ってまいります。

また、市民が避難に関する情報を直感的に理解できるよう、避難情報に併せて警戒レベルを付して避難のタイミングを伝えることについて、広報誌や市ウェブサイトで周知を行うとともに、出来るだけ早い段階で避難して頂けるよう、気象情報等の情報収集に努め、防災行政無線やエリアメール及び広報車に加え、大阪府防災情報システムや各種マスメディア等を利用し、避難に関する情報発信に取り組んでおります。
(危機管理課)

< 継続 >

②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時においては、市民に不安を与えないようコロナ対策を行った上での対応を行うこと。

【回答】

大型台風等大規模自然災害発生時における事業活動を休止する基準については、大阪府において、日常生活の状態（モード）から災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」が導入されていることから、制度の周知・理解促進に努めるとともにコロナ対策についても、広報誌や市ウェブサイトでも情報提供してまいります。
(危機管理課)

<継続>

(8) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

【回答】

泉南警察署及び阪南市防犯委員会、その他関係団体と連携し、防犯についての啓発活動やパトロール等を行っています。

また、駅周辺に防犯カメラを設置することにより、犯罪発生抑制に努めるとともに、防犯カメラやドライブレコーダーに録画された映像を警察に提供することにより、犯罪捜査に貢献しています。今後も、犯罪行為を抑止するための取り組みを推進してまいります。
(生活環境課)

<新規>

(9) 交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。

【回答】

地域の実情を調査し、その結果を踏まえた公共交通施策について、令和元年度に阪南市地域公共交通網形成計画を策定しました。

令和元年度は地域住民との勉強会を、今年度は民間事業者との連携による乗り換えアプリへの登録を実施しました。

また本市の財政状況を鑑みると、現時点では移動販売や商業施設の開設・運営支援等は困難ではありますが、引き続き必要な対策について、検討してまいります。

また、「第8期阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」策定に係るアンケート調査のための地域団体ヒアリングにおいて、地域によっては移動手段の課題が判明しました。この課題を解消していくため、校区（地区）福祉委員会や介護事業者、ボランティア団体などで構成する生活支援・介護予防事業サー

ビス協議体で移動支援も含む住民主体型サービス補助制度について、意見交換や研修を実施し、住民主体型サービスの担い手づくりに努めてまいります。

また、公共交通機関を利用しての移動が困難な方を対象に、移動サービスを提供する福祉有償運送制度の啓発を行っており、本市と協定している生活協同組合が、買い物困難地域移動販売車による買物支援を行っていることから、同組合と連携し、買い物困難な方の支援を推進してまいります。

(都市整備課) (市民福祉課) (介護保険課)

<新規>

(10) 持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

【回答】

本市水道事業は、平成31年4月に大阪広域水道企業団と統合し「大阪広域水道企業団 阪南水道センター」として事業を開始しています。

労働環境・経営基盤等も含めた本市の水道に関する課題等については、必要に応じて、大阪広域水道企業団と連携・協議し、対応してまいります。(下水道課)

<新規>

(11) <大阪南地域協議会 統一要請>

① リモートワークのルール作成について

緊急事態宣言以降、各企業でリモートワークや時差出勤等が進められているが、付け焼き刃感が拭えない。また、企業規模によるばらつきも大きい。自治体として指針を示されたい。

【回答】

リモートワークのルール作成については、国や大阪府、近隣自治体の動向を踏まえ、検討してまいります。(まちの活力創造課)

② 鉄道の高架化、ホームドアの設置について

踏切の撤去・駅のバリアフリー化・駅周辺の道路拡幅は、高齢者・障がい者に

優しいまちづくりに欠かせない取り組みである。交通事業者と協力し、鉄道の高架化、ホームドアの設置を進めること。

また、転落事故の大半は酔客であることから、マナー啓発にも努めること。

【回答】

公共交通機関の転落防止対策については、国・事業者・市の3者で取り組んでいます。

本市の財政状況を鑑みると、現時点ではホームドア設置費用に対する財政支援措置は困難ですが、国に対してバリアフリーに関する財政措置が行われるよう、大阪府市長会を通じて要望しております。

今後においても国・大阪府等の動向を踏まえ、取り組んでまいります。

(都市整備課)

7. 泉南地区協議会独自要請（1項目）

(1) 尾崎駅の周辺整備について

《継続（一部修正）》

尾崎駅前においては、朝夕時に駅への送迎などにより慢性的な渋滞が発生し、周辺住民及び歩行者は、大変危険な状況にあります。

また、阪南市の玄関口であるにもかかわらず、2017年の台風災害時には代行バスの乗り入れが出来ずに市民生活に影響を与えるなど、災害への備えも十分ではありません。

加えて、尾崎駅周辺は、阪南市の商業、医療、行政等の機能が集積する中心的な区域でもあります。

以上のことから、尾崎駅周辺の整備は急務であると考え、具体的には、災害への対応策、渋滞緩和対策及び歩行者の安全確保のため、一方通行化による停車帯の設置、市役所駐輪場及びサラダホール駐車場の敷地に新たにロータリーを設置などの整備を行い、尾崎駅を中心とした地域でのにぎわい創出などのまちづくりの推進と合わせて、尾崎駅前の周辺整備に取り組まれない。

また、周辺整備のための十分な財源の確保及び地権者、鉄道事業者との協議・調整を図られたい。

【回答】

尾崎駅周辺は、商業等の機能が集積する本市の中心市街地であり、中心市街地としての魅力や賑わいの強化、人々が活動しやすいための環境整備等が今後の課題であると認識しています。

こうした課題認識のもと、昨年度は歩行者の安全確保、交通の円滑化、駅前活性化の機運醸成等を目的として、尾崎駅周辺道路の車道の一方通行規制、道路空

間の再配分による社会実験を実施しました。

また、今年度も引き続き、災害時の公共交通機関の連携も踏まえ、関係機関等と協議調整を図っております。

本社会実験や災害時の公共交通機関の連携等について、今後も関係機関等と協議調整を行い、できるところから取り組みを進めてまいります。

(都市整備課)

新型コロナウイルス感染症対策に関する予算要請について

(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について

① 医療提供体制の強化

再度の感染拡大に備えて、客観的根拠に基づく必要十分な検査・治療体制の確立、検査薬・マスク・消毒液・防護服など、治療に欠かせない物資の確保と供給体制の整備を行うこと。特に、医療崩壊を起こさず適切な治療が行えるよう、発熱外来の整備を早急に行い、医療関連従事者への感染検査、病院受診時の感染リスク確認等の検査の拡大を行うこと。

【回答】

感染リスクを防止する観点から、本市は市内の医療機関等に対し、調達が困難な時期であった3月と4月に、延べ64か所、合計3200枚のマスクの無償貸与を行ったところです。

また、発熱外来の整備につきましては、大阪府は発熱患者が地域において適切に診察・検査を受けられるよう、診療検査医療機関を指定するなどの体制整備を行っています。

(健康増進課)

② 感染者受入れ体制の強化

新型コロナウイルス感染者を受け入れる宿泊施設（ホテル等）では、従業員が感染者の対応に参加しなくても良いよう地方自治体が人員を配置するとともに、動線（ゾーニング・区分け）の確保の徹底をはかること。従業員が対応する場合は、労働者の健康管理と安全衛生管理を徹底するとともに、医療従事者と同様に防護服・マスク・手袋・消毒液などを支給すること。なお、使用した後は、利用者の不安を払拭（風評被害を防止）するためにも、自治体の負担により適切な清掃・消毒を実施すること。

【回答】

新型コロナウイルス感染症に関する医療提供体制の整備につきましては、大阪府が調整を図っているため、大阪府の要請に応じて対応してまいります。

(健康増進課)

③ 医療機関への経営支援

新型コロナウイルス関連医療機関はもとより、それ以外の医療機関においても感染拡大を危惧することから、経営難に陥っている医療機関が増加している。これらの医療機関に対しての財政支援を検討するよう国に対して働きかけること。

【回答】

現時点では、阪南市内の医療機関が経営難であるということは聞き及んではおりません。

なお、大阪府に対して、令和2年8月に大阪府自治体病院開設者協議会及び大阪府公立病院協議会の連名で財政的支援等について要望書を提出したところです。(健康増進課)

(2) 非常事態宣言時にも継続が求められる事業の労働者保護について

① PCR検査の拡充

新型コロナウイルスのPCR検査、抗原・抗体検査等について、新型インフルエンザ

等対策特別措置法の特定接種の登録を活用するなど、優先順位を決めて、必要な労働者、希望する労働者が全員検査を受けられるよう体制を整えること。特に、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、マスクや消毒液など感染予防に最低限必要な物資を供給すること。また、感染防止を目的とした事業所の改装、必要資材の購入等への助成を行うこと。

【回答】

現在、大阪府は「診療・検査医療機関」を指定し、発熱患者が早期に相談・受診できる体制を構築しています。

また、高齢者施設や医療機関においても陽性者が発生した場合、濃厚接触者だけでなく、職員及び入院患者・入所者の多数を検査するなど、対象者を拡大して積極的に検査を実施できる体制も整ってきており、必要な方には必要な検査が受検できる体制は整ってきています。

なお、感染リスクのある業務従事者へのマスク等の供給につきましては、状況等を勘案し検討します。
(健康増進課)

②休業補償制度の確立

労働者が新型コロナウイルスに感染あるいは疑いのある症状が出たり、濃厚接触者となったり、家族が同様の事態になり看護のため仕事を休む場合に、助成の検討を行うこと。また、国民健康保険における傷病手当金の支給実施に向けて必要な法律改正を国に求めること。

【回答】

休業補償につきましては、現在、国や大阪府において給付金等の制度があることから、本市独自の助成制度を設ける予定はございません。
(地域まちづくり支援課)

③感染者への誹謗中傷や差別・パワハラ等の禁止の徹底

医療従事者はもとより、食料や生活必需品を扱う方や輸送を担う方などを含めて、ライフラインの維持に努め昼夜業務に励んでいる多くの方が、差別的な扱いを受け、誹謗中傷を受けるなどの事案が発生している。新型コロナウイルスの感染に脅威を感じながらも使命感により懸命な努力を続け、国民生活は維持されている。その現状について、府民に周知し、理解が得られるよう情報発信に努め、周知徹底すること。加えて、企業に対しては、パワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等について定めた指針の周知を強化すること。

【回答】

新型コロナウイルス感染症に関して、SNSの拡散やうわさ話などにより、事実に基づかない誤った情報や不確かな情報が出回り、風評被害に苦しんでいる方々がおられます。不当な差別やいやがらせ、偏見、いじめは決して許されるものではありません。感染拡大の防止、風評被害の防止には市民一人ひとりのご協力が不可欠であるとの注意喚起情報を市のウェブサイト等を通じて発信しています。

パワーハラスメントに関して企業が雇用管理上講ずべき措置等については、国や大阪府、商工会等関係機関と連携しながら、窓口や市ウェブサイト等の媒体を活用し、周知強化に取り組んでまいります。
(人権推進課) (まちの活力創造課)

④保育・介護施設の事業継続

労働を継続するために必要な保育や介護の利用ができるよう措置をとること。また、幼児・児童にも感染が広がっている状況を踏まえ、保育を受ける子どもの数の抑制について、自治体が責任をもって対応を行うこと。加えて、保育所等の休園、児童の受け入れ縮小を行ったことに関して、土曜日保育や子育て支援に関わる諸補助事業等の履行が困難になった場合でも、公定価格や補助金を減額することなく、必要な緊急対応等を円滑に実施し得る新たな事業補助費を導入すること。

【回答】

国からの新型コロナウイルス感染症にかかる「介護保険最新情報」等を各介護事業所にて情報提供するとともに、市の備蓄用マスクを配付する等、事業の継続ができるよう努めてまいります。

また、本市では、各保育施設において、検温やアルコール消毒、マスク着用などを励行し、感染防止対策を講じながら、保育の実施を継続しています。

緊急事態宣言中におきましても、「休園所」ではなく「登園所の自粛要請」により、保育施設における負担軽減と併せて、児童の受け入れを行いました。

今後も国の交付金等を活用した感染防止に必要な物品を調達するなど、各保育施設の負担に配慮しつつ、子どもだけでなく、職員や保護者の感染防止策を講じながら、保育の継続に努めてまいります。
(介護保険課) (こども家庭課)

(3)雇用維持と事業継続について

①休業要請の根拠の明示

休業要請する場合は、要請事業について客観的な根拠に基づき決定し、検討する企業に明確に示すとともに、市民にわかりやすく周知すること。

【回答】

現時点で、本市が休業要請を行う予定はございません。 (地域まちづくり支援課)

②労働者の雇用の維持・継続への支援

休業を要請する企業に対しては、従業員の雇いを維持するよう徹底した指導を行い、当該企業が利用できる政府、自治体の支援メニューの提示、手続きの代行等、支援を確実に受けられるようサポートすること。特に、営業時間の短縮を要請する場合は、営業時間短縮に伴い従業員の所得削減を招かないよう、休業手当等の支払い、雇用調整助成金の活用等の指導を徹底すること。

【回答】

当該企業に対しては、雇用調整助成金はもちろん、家賃支援給付金や持続化給付金等も含めた国・大阪府等の事業者向け支援策を随時窓口や市ウェブサイト等にて周知するとともに、支援を受けられるよう適切な機関への誘導・情報提供に努めてまいります。

(まちの活力創造課)

③中小企業支援の拡充

中小企業の事業継続に向けたワンストップ型相談窓口を設置し、周知するとともに、これを起点に事業継続を支援すること。特に、社会保険労務士の派遣などを含めて、雇用調整助成金の申請手続きのサポートを行うこと。

【回答】

国・大阪府等において開設されている新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口について、市役所窓口や市ウェブサイト等にて周知に努めてまいります。（まちの活力創造課）

④就職内定取り消し者への支援強化

今年度の就職内定取り消し者や来年度の新卒者の就職活動をハローワークと連携し支援すること。

【回答】

地域就労支援センターでの相談事業や各種セミナー等を中心に、ハローワークを含めた国・大阪府等関係機関とも適宜連携し、支援策の情報提供も行いながら、就職に向けた支援に取り組んでまいります。（まちの活力創造課）

⑤不利益を被った労働者への支援強化

賃金の減少、または解雇された労働者に対して、身近な市町村において、就職、生活資金融資、給付金や助成制度、納税等に関する情報等、生活維持に向けた相談を受ける窓口を設置し、市民に対して周知すること。

【回答】

引き続き市ウェブサイト等を通して各種相談窓口の周知徹底を行うとともに、適切な窓口への誘導をしてまいります。（まちの活力創造課）

(4) エssenシャルワーカーへの感染防止の強化について

①社会インフラを支えるすべての方々への支援の充実

社会インフラを支える道路、鉄道、バス、港湾、空港、上下水道や電気・ガス、医療、保育、消防・警察、行政サービスなどに従事の方々への支援の充実を図ること。長時間労働の是正はもとより、安全確保の課題も重要となっている。感染を拡大させない観点からも、必要な感染予防措置を講じる際の費用負担などに関して、事業者への補助を行うなど、必要な支援について検討すること。

【回答】

医療機関や介護施設に携わる方々を支援するために、感染予防のためのマスク等を配付し支援を行っています。

また、国や大阪府が実施する事業者支援策につきましても、市ウェブサイト等により情報提供を行っています。（健康増進課）

②公共交通従事者及び利用者への感染拡大防止と鉄道の安定的運行の確保

不特定多数の方が利用する鉄道をはじめとする公共交通機関においては、働く者の安全と公共交通機関からの感染拡大を防止する観点から、徹底した安全対策を講じる必要がある。事業者への支援を実施するとともに状況把握に努め、事業者・利用者をはじめとする各関係者への情報提供を通じ、鉄道の安定的な運行を確保されたい。

【回答】

公共交通従事者及び利用者への感染拡大防止については、国・事業者・市の3者で取り組んでいます。

本市の財政状況を鑑みると、現時点では財政支援措置は困難ではありますが、エssen

ソーシャルワーカーへの感染防止の強化に関する国への財政措置について、庁内にて協議・検討しているところです。

今後においても国・大阪府等の動向を踏まえ、取り組んでまいります。(都市整備課)

(5) 教育現場で働く方々の支援と子どもの感染拡大防止について

① 新型コロナウイルス感染症対策のための必要備品の確保

感染拡大防止の観点から、継続的に小学校、中学校、高等学校、支援学校等に備品・消耗品等の確保や業務遂行に必要な消毒薬、マスク等を確保すること。

【回答】

本市では、感染拡大が懸念され始めた令和2年2月頃から、市単費あるいは国の交付金の活用や市民団体からの寄附等により、市内小学校・中学校・幼稚園に対し、必要な備品や消毒薬・マスク等の消耗品を措置しています。(教育総務課)

② 学校の負担軽減

学校等の臨時休業（全国一斉、緊急事態宣言、延長）に伴う、修学旅行をはじめとする宿泊行事等のキャンセル料等の支援を行い、負担軽減を図ること。

【回答】

本市では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、修学旅行等のキャンセル料の支援を計画しております。(学校教育課)

③ 教員の負担軽減

教育現場の過重労働に対し、サポート教員やスクールソーシャルワーカー、地域社会からのサポーターなど、具体的に教育現場で活動できる人材の配置を行うこと。また、市町村ごとに教育現場の対応の格差がでないよう、大阪府として支援施策を講じること。

【回答】

コロナ禍における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、学校支援員を新たに配置し、学校を支援しています。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、スクールカウンセラーについて、コロナ禍における相談回数の増加が見込まれることから、例年より回数を増やしております。(学校教育課)

以 上